

— 墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり —

概要版

主役は私たち みんなで築くいきいき すみだ

墨田区では、協治（ガバナンス）による区政・地域社会づくりを進めていきます



区では、先に策定された基本構想 において「協治（ガバナンス）」の考え方が示されたことに伴い、「協治（ガバナンス）」による区政運営の具体的な方策について、区民の皆さん、学識経験者からなる「墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会」を設置し、これまで検討を行ってきました。このたび検討報告がまとまりましたので、その概要などをお知らせします。区では、この検討報告をもとに、区制施行60周年である本年を契機として、今後、「協治（ガバナンス）」による区政を総合的・体系的に推進するなど、区民の皆さんと一緒に「すみだ」づくりを進めていきます。

1. 「協治（ガバナンス）」が求められる社会的背景

ア 地方分権の進展

本格的な地方分権の時代を迎え、区は、地域の特性を生かした自主的かつ自律的な自治体運営を進めていく必要があります。そのためにも、区政への区民の参画が十分に行われる仕組みを整えることが求められています。

イ 公共ニーズの多様化、高度化とガバメント（従来の統治）の限界

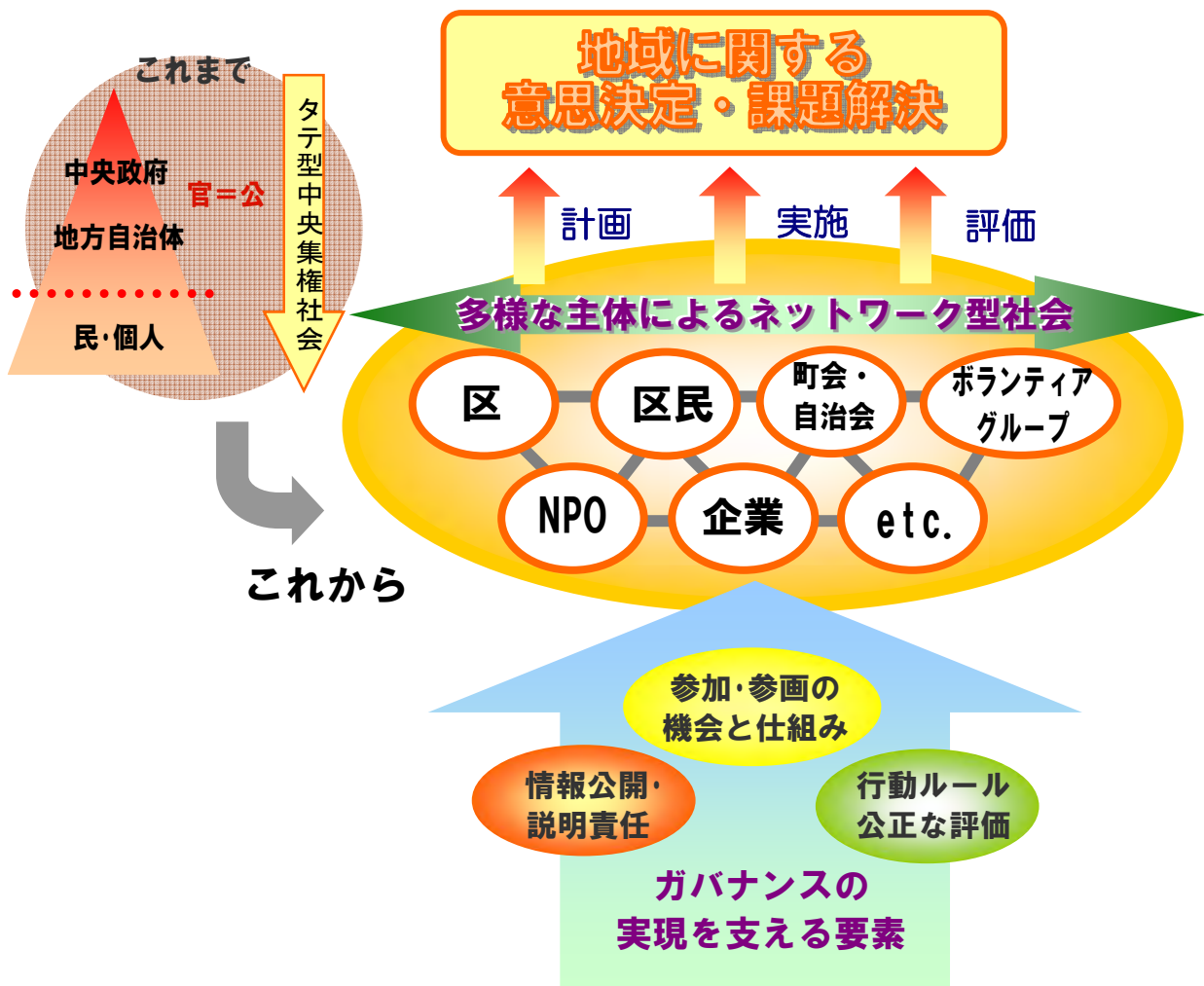
社会の複雑化に伴って、公共的ニーズも多様化・高度化し、行政だけでは対応しきれなくなっています。このため、地域の課題に的確に対応する新しい仕組みが必要になっています。

ウ 求められる、新たなコミュニティ

成熟社会の到来の中、自らが主体となって公共サービスに関わろうとする人々が増えています。そうした区民意識の高まりを受け止める仕組みと新たなコミュニティの創造が求められています。

2. 「すみだ」における「協治（ガバナンス）」の定義

「すみだ」における「協治（ガバナンス）」とは、『区民、地域団体、NPO、企業、区など多様な主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら、ともに考え、行動することで、地域の課題の解決を図ろうという社会のあり方』と定義します。



3. 「すみだ」における「協働」の定義・形態・ルール

「すみだ」における「協働」とは、ガバナンス社会実現に向けた実践段階において「2つ以上の主体が協力すること」であると定義します。また、「協働」について、その主体の関係と目的の共有に着目し、3つの形態に整理するとともに、今後の協働事業の展開等にあたり、「協働」のルールを定めます。

「すみだ」における「協働」の形態

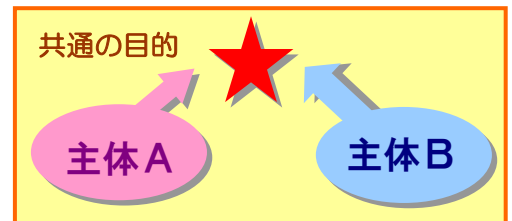
■ 連携

複数の異なる主体が、それぞれの社会的目的達成や課題解決のために、お互いの人材・資金・情報・ノウハウなどの資源を提供しあう関係



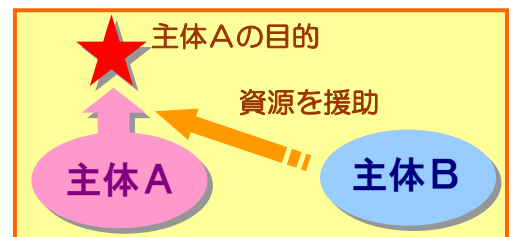
■ (狭義の) 協働

複数の異なる主体が、共通の社会的目的達成や課題解決のために、対等の立場で、役割と責任を分担して、それぞれの能力を発揮する関係



■ 支援

異なる主体が、一方の社会的目的達成や課題解決のために、他方が援助する関係



① 対等の関係

協働に当たっては、双方が上下の関係ではなく、対等の関係を保ち、提案・検討・実施・評価と協働のプロセスを進めていく必要があります。

② 目的の共有

協働事業を行うには、目的を双方が理解し、一致していることが必要です。それぞれの団体には個々の組織目的がありますが、目的が一致した部分において、双方確認の上合意し、協働を行うこととなります。

③ 相互理解・役割分担

異なる立場や価値観、目的を持った主体同士がお互いの特性を理解し、尊重しあい、情報を共有する中で、目的を効果的に達成できる役割分担を行うことが重要です。

④ 自主性・自立性

協働の主体それぞれが、自主性と自己責任のもとで活動していることを、双方が理解して進める必要があります。また、協働が馴れ合いや依存の関係にならないように、お互いに自立した関係を保つことが大切です。

⑤ 情報の公開

協働事業の活動の内容、協働プロセスの透明性・公平性・合理性が貫かれ、双方は自ら進んで情報を公開し、説明責任を遂行する必要があります。また、日常的にも協働情報の公開により、協働機会の均等性を確保する必要があります。

⑥ 検証・評価

協働はそれ自体が目的ではなく、協働の成果があってこそ意義があるといえます。一定の時期に、双方および第三者が協働の効果の検証・評価を行うことが必要です。

「すみだ」における「協働」ルール

4. 「すみだ」の協治・協働を推進するための方策

主役は私たちがみんなので築くいきいきすみだ

協治(ガバナンス)の土壌づくり

みんなが「すみだ」の主役・信頼のネットワーク構築

〈提案1〉協治(ガバナンス)意識の浸透

- ・協治(ガバナンス)フォーラムの開催
- ・協治(ガバナンス)の考え方をわかりやすく解説した冊子発行 など

〈提案2〉協治(ガバナンス)を支える人材・ネットワークづくり

- ・団塊の世代の地域活動への参加プログラムの開発
- ・地域の中の間支援組織・コーディネーター育成支援
- ・地域サイト(コミュニティサイト)の開発・機能拡充
- ・「わがまち通信局」支援事業の継続
- ・やさしいまちメイト(仮称)事業の創設
- ・地縁・志縁コミッション事業の創設
- ・小地域福祉活動・ふれあいサロン事業の展開 など

〈提案3〉区政情報の共有と区民参画の推進・充実

- ・広報紙「区のお知らせ」のリニューアル
- ・「区のお知らせ」のメール配信
- ・区民の声発掘事業の創設
- ・コミュニティライン(地域担当員制)等の見直し
- ・行政評価制度の本格導入 など

〈提案4〉協治(ガバナンス)の活動拠点づくり

- ・区民活動センター(仮称)の整備・運営
- ・地域プラザ・地域ふれあい館の整備・運営

協治(ガバナンス)の仕組みづくり

協治・協働のルール、プロセス(過程)の共有

〈提案5〉協働ガイドラインの策定

- ・協働ガイドラインの策定
- ・区が行う事務事業の協働化 など

〈提案6〉協働事業提案制度の創設

- ・協働事業提案制度の創設
- ・協治・協働の推進のための基金創設検討

〈提案7〉総合窓口の設置など庁内体制の整備

- ・協治・協働推進のための専管組織(総合窓口等)の設置
- ・協治・協働に関する職員研修等の実施 など

〈提案8〉(仮称)協治(ガバナンス)の仕組みと自治推進に関する条例の策定検討

- ・(仮称)協治(ガバナンス)の仕組みと自治推進に関する条例の策定検討

「墨田区協治(ガバナンス)の仕組みづくり検討委員会」検討報告概要版

編集・発行 墨田区企画経営室 130-8640 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20
電話 03-5608-1111(代表) 平成19年3月

